

いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン懇談会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、連携中枢都市圏構想要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号）に基づき、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定等に関して関係者の意見を幅広く反映させるために開催するいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 懇談会がビジョンに関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は20人以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 連携中枢都市圏が果たすべき3つの役割（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）に係る取組について識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 市長は、必要に応じて懇談会を招集する。

- 2 懇談会に、座長と副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会の議長となり、その運営に当たる。
- 4 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその代理を務めるものとする。
- 5 市長は、必要に応じて委員以外の者を懇談会に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市長公室政策企画課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和3年5月11日から施行する。